

紀美野町第1回定例会会議録

平成24年3月27日（火曜日）

○議事日程（第6号）

平成24年3月27日（火）午後1時43分開議

- 第 1 議案第46号 平成23年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）について
- 第 2 議案第13号 国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更について
- 第 3 議案第14号 町有財産の無償貸し付けについて
- 第 4 議案第15号 指定管理者の指定について（紀美野町美里の湯かじか荘）
- 第 5 議案第16号 指定管理者の指定について（紀美野町毛原オートキャンプ場）
- 第 6 議案第17号 紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 7 議案第18号 辺地総合整備計画の変更について
- 第 8 議案第19号 公平委員会委員の選任の同意について
- 第 9 議案第20号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第10 議案第21号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第11 議案第22号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第12 議案第24号 人権擁護委員の推薦について
- 第13 議案第25号 人権擁護委員の推薦について
- 第14 議案第26号 人権擁護委員の推薦について
- 第15 議案第27号 人権擁護委員の推薦について
- 第16 請願第 1号 「国に消費税の増税に反対する意見書」の提出を求める請願について
- 第17 請願第 2号 子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書について
- 第18 陳情第 1号 「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の法制化を求める意見書の提出についての陳情」について
- 第19 陳情第 2号 小川地区の活性化のための支援を求める陳情書について
- 第20 陳情第 3号 障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての陳情書について
- 第21 発議第 1号 消費税の増税に反対する意見書（案）について

- 第 2 2 発議第 2 号 子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書（案）について
- 第 2 3 発議第 3 号 「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の法制化を求める意見書（案）について
- 第 2 4 発議第 4 号 障害者総合福祉法の早期制定を求める意見書（案）について
- 第 2 5 議員の派遣について
- 第 2 6 閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）
- 第 2 7 閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）
- 第 2 8 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）
-

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 8 まで

○議員定数 1 4 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	七良 裕 光 君
2 番	町 田 富枝子 君
3 番	田 代 哲 郎 君
4 番	小 椋 孝 一 君
5 番	北 道 勝 彦 君
6 番	向井中 洋 二 君
7 番	上 北 よしえ 君
8 番	伊 都 堅 仁 君
9 番	仲 尾 元 雄 君
1 0 番	松 尾 紘 紀 君
1 1 番	杉 野 米 三 君
1 2 番	美 野 勝 男 君
1 3 番	美 濃 良 和 君
1 4 番	加 納 国 孝 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職	名	氏	名
町	長	寺 本	光 嘉 君
副 町	長	小 川	裕 康 君
教 育	長	橋 戸	常 年 君
消 防	長	家 本	宏 君
総 務 課	長	井 上	章 君
企画管財課	長	増 谷	守 哉 君
住 民 課	長	牛 居	秀 行 君
税 務 課	長	中 谷	嘉 夫 君
産 業 課	長	岩 田	貞 二 君
建 設 課	長	山 本	広 幸 君
会 計 管 理 者		平 松	泰 清 君
総務学事課	長		
教 育 次 長		中 尾	隆 司 君
生涯学習課	長	新 田	千 世 君
保健福祉課	長	山 本	倉 造 君
水 道 課	長	南	秀 秋 君
地籍調査課	長	温 井	秀 行 君
美里支所	長	尾 花	延 弥 君
会 計 課	長	西 切	博 充 君
代表監査委員		向 江	信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 大 東 淳 悟 君
書 記 中 谷 典 代 君

開 議

○議長（加納国孝君） これから本日の会議を開きます。

なお、執行部より議案第４６号の提出があり、本日、本会議開会前の議会運営委員会で協議をいただき、日程につけ加えていますので、報告し、御了承願います。

発言の際には大きな声で発言し、ゆっくりと質疑をしてください。また、執行部も答弁については大きな声でゆっくりとわかるように答弁をお願いします。

それでは日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

（午後 １時４３分）

◎日程第１ 議案第４６号 平成２３年度紀美野町一般会計補正予算（第６号）について

○議長（加納国孝君） 日程第１、議案第４６号、平成２３年度紀美野町一般会計補正予算（第６号）について議題とします。

説明をお願いします。

総務課長、井上君。

（総務課長 井上 章君 登壇）

○総務課長（井上 章君） 追加の議案書の１ページをお願い申し上げます。

議案第４６号、平成２３年度紀美野町一般会計補正予算（第６号）。

平成２３年度紀美野町の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７７億８，６５６万４，０００円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２４年３月２７日提出 紀美野町長 寺本光嘉

６ページをお願いいたします。

歳入でございます。

１７款、寄附金、１項、寄附金、２目、ふるさとまちづくり応援寄附金、補正額は８００万円でございます。ふるさと応援寄附金ということでございます。

次の７ページをお願いします。

歳出でございます。

12款、諸支出金、1項、基金費、12目、ふるさとまちづくり応援基金費、補正額は800万円でございます。

この補正につきましては、匿名の方から、ふるさとまちづくり応援寄附金を多額の800万円いただきました。これを基金に積み立てるために今回追加して補正をお願いするものでございます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長(加納国孝君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで質疑を終わります。

これから議案第46号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第13号 国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更について

○議長(加納国孝君) 日程第2、議案第13号、国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更について議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) この規約改正に至った詳しい経緯と改正された場合の利用者、つまり入所者に不利益、つまりデメリットがあるのかどうかについてお伺いします。
以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(加納国孝君) 住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長(牛居秀行君) 田代議員の御質疑にお答えを申し上げます。

まず、この規約の改正に至りました経緯という御質疑でございますが、これにつきましては、平成18年4月1日に障害者自立支援法が施行されまして、身体障害者、知的障害者、精神障害者という障害種別ごとの別々であった福祉サービスが障害福祉サービスに統一をされました。これに合わせまして、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律が改正されまして、精神障害者福祉ホーム及び精神障害者地域生活支援センターに係る規定が削除されたわけでございます。

精神障害者福祉ホーム及び精神障害者地域生活支援センターに関する事業は、障害者自立支援法第5条に規定する障害福祉サービスへと移行されることになりました。当組合では、上記改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条第2項及び第50条の2の規定に基づきまして、障害福祉ホームを建設中であったため、施設完成後は経過措置によりまして、改正前の旧法で運営を行ってまいりましたけれども、経過措置が平成24年3月31日をもって終了するため、平成24年4月1日から障害福祉サービス事業所として共同生活介護及び共同生活支援を実施するため、規約を改正したものでございます。

また、障害者自立支援法が改正されまして、平成24年4月1日から基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業を一般相談支援事業として規定されるため、あわせて規約の変更を行ったものでございます。

続きまして、この変更によりまして、入居者によるデメリットがあるのかないのかという御質疑があったかと思えます。

それにつきましては、現行では定員22名で当施設やっております。これが移行後につきましては定員20名ということで、あとの2室につきましては宿泊体験用として準備をいたすところでございます。

また、居室の使用料でございますけれども、現在月額2万4,000円となつてございますが、移行後につきましては月額3万6,000円ということで、9,000円が増額となります。

しかしながら、現行では共益費3,000円と敷金7万2,000円をいただいております。

ますけれども、移行後は、この共益費 3,000 円と敷金 7 万 2,000 円についてはなくなります。また、居室の電気代、水道代につきましては、現行も以降後も同じでございます。

また、移行後につきましては、新法から入居者には月額 1 万円の家賃が補助として受けられるという制度がございまして、合計で申しますと約 1,000 円安くなるということでございますので、現時点におきましては、この移行によって入居者に不利益がもたらされるものではないという理解をしておりますので、御理解賜りますようお願いをします。

以上でございます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第 13 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第 13 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 議案第 14 号 町有財産の無償貸し付けについて

○議長（加納国孝君） 日程第 3、議案第 14 号、町有財産の無償貸し付けについて議題とします。

これから質疑を行います。

1 番、七良浴 光君。

(1 番 七良浴 光君 登壇)

○1 番（七良浴 光君） この町有財産の無償貸し付けにつきましては、地元住民として、地域の活性化対策として大変ありがたいことだと喜んでいるところでございます。そこで2点、私からお伺いしたいと思います。

1点目は、使用目的が高等専修学校の用に供するためということで表現されておりますが、具体的にはどのような用途に使用されるのか。

また2点目は、隣接している体育館は地域の避難所となっておりますが、今後も変更されることはないのか、お伺いいたします。

（1 番 七良浴 光君 降壇）

○議長（加納国孝君） 企画管財課長、増谷君。

（企画管財課長 増谷守哉君 登壇）

○企画管財課長（増谷守哉君） それでは、七良浴議員の御質疑にお答えさせていただきます。

今回御提出させていただいている学校用地の無償貸借についてでございますが、この施設につきましては、りら専修学校の用途ということでございます。詳しい利用につきましては、現在りらには三つの学級がございます。まず一つ目は一般教養、それから造形芸術、それから舞台芸術、この三つの学級がございます。開設以来もう5年目を迎えるということで、学校施設において生徒さんもふえてきたということで、非常に手狭になってきたという理由におきまして、舞台芸術の学科を別のところへ持っていきたいということで、その場所を志賀野小学校として教室として利用したいということでございます。

それから、もう一つの隣接している体育館についてはどうかということでございます。

今回、体育館につきましては、この無償において貸し付けるという対象にはなってございません。これは現在地区の方が利用されているということで、社会教育施設としてございますので、今後もりらのほうでこれを使うという計画は一切ございません。

以上です。

（企画管財課長 増谷守哉君 降壇）

○議長（加納国孝君） 1 番、七良浴 光君。

○1 番（七良浴 光君） ただいま学校の生徒の学習に使用するとのお話でありました。よくわかりました。平成22年の8月に、以前にも、りらの寄宿舍として使いたいというような話を志賀野5地区の区長に同意を求めた経緯があります。寄宿舍として

の貸し付けには事前に同意を求めています。学校に供する場合には、志賀野5地区の区長にお話をしていなかったのはなぜか、その理由についてお尋ねをしたいと思います。

体育館のことにつきましては、結構でございます。

○議長（加納国孝君） 企画管財課長、増谷君。

○企画管財課長（増谷守哉君） 七良浴議員の再質疑で、まず学校の貸してほしいというときの理由につきまして、寄宿舍という経過でありました。言われるとおりでございます。

ただ、寄宿舍ということは、平成22年の8月23日に学校のほうから要望があったということで、今御説明のあったとおり、この役場の教育長室において志賀野地区の松瀬、釜滝、西野、東野、それから国木原の区長と教育長、それから総務部学事課長、それからりらの校長に集まってお話をしまして、志賀野小学校の貸し付け、これについては、理由につきましては寄宿舍ということでございました。これについて内容を説明させていただくとともに、このお話を地区に持ち帰っていただいて、地区のほうで御意見を出していただきたいということで区長の了解を得て、その会を終わったということでございます。その後、西野区長のほうから、西野地区が小学校からの所在地であるということで、特に会をしてほしいということで、そのときにつきましても、寄宿舍という内容におきまして学校を貸してほしいということで地区への説明をさせていただいたということでございます。その後、9月13日に区長のほうから小学校の貸し付けについて地区での特に異議がなかったということで、学校として使用するという目的は寄宿舍という形でありましても、また教室という形でありましても、地区として西野の活性化に役に立つという意味合いの中で同意するという形で、志賀野地区全地区の区長から御回答いただいたと考えてございます。

その後、学校の用地の関係者に対しての御説明をさせていただき、12月の議会におきまして、志賀野小学校が廃校となって、その後、現在まで貸し付けについての事務を進めてまいりました。学校のほうでは寄宿舍にするために、資金的なものとか工事費とかいろいろ建築確認等の関係を調べるために、いろいろ設計屋さんも踏まえて計画を練っていたんですが、浄化槽が現在の志賀野小学校の浄化槽が15人槽とかなり小さなトイレとなっております。これを寄宿舍という形にする場合には、40名であれば40人槽、50名であれば50人槽という形で、新たに作りかえをしなくてはいけないと

いうことで、予算的には大体1人当たり10万円の工事費がかかってくるということで、500万円、600万円という大変大きな費用がかかってくることになります。

それと、従来は学校の使用目的ということであったんですが、寄宿舎として使用する場合には用途が変わってくるということで、防災的な改築も必要になってくる。またその安全面の改築を必要ということで、またこれについても何百万円という工事が必要であるということで、学校のほうで寄宿舎として利用するのは非常に経費的にかかってくるということで、その点についてはちょっともうあきらめたというんですか、非常に難しいということになりました。

その後、学校自体で先ほども申しましたとおり、非常に手狭になってきているということで、教室として使いたいということで内容的に変わってきました。私どもとしても、寄宿舎また教室としては、学校の施設として用途に当たるということで、先ほど議員のほうから申されましたとおり、地元の了解をとっていないのではないかとということですが、その点についてはちょっと説明不足であったと感じております。またこの議会の可決をいただきました後には、また詳しく御説明をさせていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加納国孝君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 2時05分）

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時06分）

○議長（加納国孝君） 1番、七良浴 光君。

○1番（七良浴 光君） 今の御答弁で、ありがとうございました。また議会の後、5地区の区長に、りら創造芸術高等専修学校のほうに貸し付けるということをお話だけしていただくことをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

しばらく休憩します。

休 憩

(午後 2時06分)

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時07分)

○議長（加納国孝君） 4番、小椋孝一君。

(4番 小椋孝一君 登壇)

○4番（小椋孝一君） 今回、町有財産の無償貸し付けについてということで、議会の議決を求めるという議案が出てきておりますけれども、当初の説明では、りらにお貸しすると。私もりらについては、校長先生もよく存じていますし、性格も知っておりますし、非常に地域のために住民とともに一生懸命やってこういう形で出てきたというのは、大変ありがたいなとこういうふうに思うわけですが、先ほど七良浴議員も地区からの要望が出されてきて今回こういう形で上程をしているということを先ほど聞きましたけれども、私としては、本来ならば議会というのは総務文教委員会、そしてまた建設常任委員会という会がある中で、事前に5区長から合同で執行部にこういう貸し出しを来てたというのであれば、事前に陳情として出してくるべきではないかなと、こう私は思うわけですが、それについて何で事前にやっぱり要望として中身もこうですと、多分りらのことに関しては、執行部として事業計画やいろいろな今後この貸し付けすることによって、地域の発展、そしてまたいろいろなことの中で、無償貸し付けということですから、何年先に生徒がふえる、それによって、もっともっと部屋を貸してくれるために生徒もふえていくだろうし、そういういろいろな計画があってしかるべき説明があれば、私もしてそういうことはしないんですけれども、具体的にいろいろ。

それと無償貸し付けということでございますけれども、先般、一般会計の中で、あの志賀野地区においては5地区の中で約140年という、志賀野の皆さん方が培ってきたそういう過程がある中で、それと同時に公共の施設として地代を払って、体育館については公共の皆さん方に使っていただき、そしてまた先般、一般会計の中では運動場も皆さん方に地域のために使っていただいていますと、それで、その貸し付けの中の教室の部分だけはこれぐらいですよという話だったかと思うんですが、私学という形の中であれば、やはり町側としても、何ぼかやっぱり町民の税金から払っているという

ことになれば、若干のやっばり金額を御負担いただいてするのが正当な形であると私は思うんですけども、その点お聞かせを願いたいと思います。

(4番 小椋孝一君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長 (増谷守哉君) 小椋議員の御質疑にお答えさせていただきたいと思います。

まず、ちょっとりらの学校の説明ということでさせていただきたいと思います。

本校は、教育と人間性を備えた人材の育成を目標として、一般教養、それから造形芸術、舞台芸術の特色のある3学級を設けて、1学級30名、生徒数総定数が90名の高等課程の学校として、平成19年4月より学校法人りら創造芸術学園が旧真国小学校を借り受けまして、りら創造芸術高等専修学校という名前の学校を開校し、ことし4月で5年目を迎えることとなりました。

この学校の貸し出しについて町としての考え方は、この学校については公益法人である学校法人であり、今回提出のあった要望書、また学校側からの詳しい説明を聞いた中で、志賀野小学校の使用の目的が学校施設として使用するものであること、また、もう既に当学園に旧真国小学校を貸し付けている実績があること、また当校が現在、真国地区住民と交流する中、一体となった事業取り組みを展開中であり、地域の発展と活性化に大きな貢献を果たしている実績があることなどなどを踏まえまして十分検討した結果、貸し出しをすることについては何ら問題がないということで方針を決定いたしました。

また、当校については、開校以来、世界民族祭 in 真国というイベントの開催や真国御田舞の伝承活動、それから真国地区過疎集落再生・活性化支援事業など地域住民と交流する中、地域と一体となった取り組みを展開していただいております。地域の発展と活性化に大きな貢献を果たしてくれているものと考えてございます。また、夏祭りや文化祭を代表とする多くの町行事にも、また大きな県の大会なども年間約30回の大小イベントに参加するなど、紀美野町全般の活性化と町の名前を広めていただけるということでも大変大きな貢献を果たしていただいていると考えてございます。

今回、無償貸し付けについてでございますが、現在、当校が開校5年目ということで、総定数の90名の約3割に当たる33名が学生としてございますが、現状としてはまだ少ない状況であり、経営上、万全の運営状況には至っていない状況でございます。また、

当校が先ほども申しましたとおり、真国地区の地域活性化に大きな貢献をしている実績があることや、また去年でございますが、当校が志賀野丹生神社の祭りに参加して、行事等に対して地域の方と一体となって積極的に参加してきたということも考え合わせまして、そしてまた志賀野地区住民が当校が来ることに大きな希望と期待を持っていただいていることなど総合的に判断いたしまして、5年間の無償貸し付けを行うことといたしました。

なお、町有財産の無償貸し付けにつきましては、5年間ということでございますが、その後については学校側とまた貸し付けの条件等について双方協議の上、行ってまいりたいということであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「ちょっと休憩してくれる」の声あり）

（企画管財課長 増谷守哉君 降壇）

○議長（加納国孝君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 2時17分）

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時24分）

○議長（加納国孝君） 町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） 小椋議員の質疑にお答えをいたしたいと思いますが、志賀野小学校の土地については、地主から借り上げて、そして現在土地代を払っていると。それに対しての何らあれはなかったらあかんの違うのかと、こういう御意見であろうと思いますが、私は予算書の中でも説明をさせていただきました。今一番この紀美野町で大事なのは何かといいますと、やはりまちおこしやと、そのまちおこし事業の中で、真国地区の中で実は中心的なそのまちおこしの核をなしているのは、りら創造芸術高等専修学校です。そしてこの専修学校によって、真国地区、そしてまた志賀野地区が、まちおこしで住民の皆さん方と一緒にあってそうした行動ができるのであれば、そうしたことについて私は支援していきたいということで、この間も申し上げたとおりでございます。

何と申しまして、今例えば企業なんかを呼んでも非常に難しい。そうした経済状況の中で、やはり町民の皆さん方が、地域の皆さん方が本当に1回そのまちおこしをやるよとって立ち上がっている、それを支援していくのが我々行政の仕事ではないかと。

したがって、確かにおっしゃられるとおり、この校舎については約年間30万円ぐらいの借り賃を支払っています。しかし、それにも増して、そうした経済効果、また町民のそうしたまちおこしの意思が発揮できるなら、私はそれを支援していきたいということで申し上げたとおりでございますので、そこらをひとつお考えをいただいて御理解を賜りますように、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（加納国孝君） 4番、小椋孝一君。

○4番（小椋孝一君） それはもう非常に私も町長と同感の意見でございます。ただ、あくまでも議会の同意を求めるということであるのに、先生方が4月1日からこの小学校を借りるのでということで、もう事前にそういうことを言ってるということも聞いたので、そういうやっぱり議会を通ってから、やっぱりそういうことは、どんどん説明とかパンフレットを持って営業へ行ってもらうとかそういうことは結構でございますので、そこらもあつたということをちょっと言わせていただいて、別に私は、りらも来るなどとはいつも言うてないので、そこらもちょっと間違わんといてよということを申し述べていただきたいと思います。

○議長（加納国孝君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 小椋議員の再質疑にお答えをいたしたいと思いますが、りらの先生方が地元へ説明というか、そうしたことに行ったのは、ここへ来させていただいてもよろしいでしょうかという伺いを立てて説明会を地元でやってたということは聞いております。しかし、これには当局は行ってません。そんな中で、やはりあのりらの先生方は、ここへも来させてもらうでと、来させてもうてもいいかなということで地元へわざわざ了解をとりに回ったという話は聞いてます。それでその結果、志賀野地区の人らがここへ来てもうたらしいよと、またにぎわいも出るし、そしてまたあそこの丹生神社ですか、あそこのみこしなんかでも学校の生徒と一緒にみこしを担いで祭りを祝ってると。そうしたことで、何とかこのりらとしてはここへ来たいということで、そうした説明会を開いたという御理解はしていただきたいです。ただここへ来るでとい

うことでは言ってないはずですよ。そこところは誤解のないように、よろしくお願いします。

○議長（加納国孝君） 4番、小椋孝一君。

○4番（小椋孝一君） そういうことで、議会も賛成してるんやけれども、十分そういうことも踏まえて、やっぱり行動もしてそういうこともやってほしいという、決し
てりらが来るなよというそういう発言を全然してないのですね。いろいろやっぱりするの
であれば、執行部も議会も一生懸命りらを応援するという意味を込めて私言うてるので、
そこら何か私が反対してるようにいろいろ聞けてくるので、そうじゃないということを
申し述べたいと思います。

○議長（加納国孝君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 小椋議員の再々質疑にお答えをいたします。

私も別に誤解しているわけではございません。ただ、それだけの税金を支払っている
のであればというような、点、点、点の言葉がございましたので、それはそのりらから
取れよと言われてるのかなと私は思っておったので、ちょっと発言させていただいた次
第です。

やはり、こうした西野へ来ていただいて、そして活動していただく。そうしたことに
よってまちづくりを盛り上げていきたい。そのためには行政、また議会一緒になって、
これはもう支援をしていきたいと思いますので、今後ともよろしく御支援のほどお願い
申し上げます。

以上です。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

9番、仲尾元雄君。

（9番 仲尾元雄君 登壇）

○9番（仲尾元雄君） りらに使っていただくことには大変賛成でございます。昔
の美里町ですね、国吉地区に今の未来塾というのがございまして、そこへ大阪の学校の
生徒が吹奏楽の方が合宿をされておりました。そして、老人ばかりの寂しい村の祭りが
太鼓をたたく人も少なくなってきたというときに、その子供たちが先頭に立って笛を吹
いたりして祭りを盛り上げる、年寄りの方が非常によかったといって感動しておまし
た。そういう効果もあるのではないかと、思って、大変賛成しております。

ところが、30万円ほどの家賃を払っているということで、それを無償にしてでも誘

致をするということで、それで結構だと思うわけです。私、心配するのは、以前に町長もおっしゃっておられたんですけども、寄宿舍に貸したいと。ところが、あの建物の水道が壊れておりまして、トイレも使いにくいと。それで、どこが悪いのかわからんということが前にこれを管理しておりました教育委員会のほうで僕の耳に入っておりますので、今は管財課が管理されておりますけど、それは完全に直っているのか。直ってなかったら、せっかく借りて、またわけのわからん水道が壊れて何百万円も要って、その30万、40万に変わらんほど金が要るということになって、後でりら高等学校も困るであろうし、完全に使える状態で貸すのか、その辺をちょっと聞きたいと思います。

(9番 仲尾元雄君 降壇)

○議長(加納国孝君) 企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長(増谷守哉君) 仲尾議員の御質疑にお答えさせていただきたいと思います。

以前そういう話がございました。教育委員会のほうで志賀野小学校の水道が漏水して非常に困っているということで、教育委員会のほうでも調べたようです。その後、廃校になったということで、担当が企画管財課ということで、私も現地へ行って詳細に調べさせていただきました。そうしましたら、一つバルブという止水栓があるんですが、体育館に行くほうのバルブなんですが、これをあけるとメーターが動くということで、ほか使っていないのにメーターが動くということで、このバルブの先が漏水しているという状況がわかりました。ただ、そのバルブにつきましては、それをとめても支障がないということで、それをとめることによって漏水しているということが通常使用には支障がないということでわかりましたので、もうそういう形で今現在としては問題がない状態であります。

以上、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 増谷守哉君 降壇)

○議長(加納国孝君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで質疑を終わります。

これから議案第14号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第15号 指定管理者の指定について(紀美野町美里の湯かじか荘)

○議長(加納国孝君) 日程第4、議案第15号、指定管理者の指定について(紀美野町美里の湯かじか荘)を議題とします。

これから質疑を行います。

5番、北道勝彦君。

(5番 北道勝彦君 登壇)

○5番(北道勝彦君) 財政の厳しい折、他町では、改革を行っても赤字となるころはすべて廃業としています。大改革を行い、黒字となるころは営業を続けています。また、黒字となっています。

かじか荘は指定管理者に委託をしていますが、大した改革も行わず、毎年大きな赤字となっています。また、かじか温泉ではなく、かじかの湯となりました。指定管理者は大改革を行い黒字にすることができるのか。できないならば、町が経営を行い、大改革を行ってはどうか。

(5番 北道勝彦君 降壇)

○議長(加納国孝君) 企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長(増谷守哉君) それでは、北道議員の指定管理についての御質疑にお答えさせていただきます。

かじか荘の経営、財団法人ふるさと公社が今現在、指定管理者の認定を受けて委託をしている状況でございます。今回の提案につきましては、平成24年4月1日から平成25年11月30日までの指定管理ということで提案させていただいております。

今議員御質疑の中で、黒字になっていないではないかということでございますが、かじか荘につきましては、財団法人ふるさと公社の職員が一丸となって、現在安定した経営を達成するために数々の対策に取り組んでいるところでございます。平成20年度より経営改善対策ということで、歳出を抑え、売り上げを伸ばしていくということで対策を講じております。その効果が少し出てきまして、平成21年度を底として、平成22年度におきましては、指定管理者料2,000万円を含めた計算となりますが、当期純利益が420万円ということで利益が上がってまいりました。

平成23年度におきましては、売り上げを上げるためにいろいろなイベント、年間約16種類もの事業、イベントを展開しているところでございます。また、現在インターネットを活用した予約販売・受け付けというのも全国的に進んでいるということで、また、ふるさと公社におきましても、そういう予約がかなりふえてきたということで、ネットの予約網の充実も図ってございます。また、周辺のゴルフ場との業務提携、また企業への営業の活動なども数々対策に取り組んでいるところでございます。

また、支出につきましては、各支出の項目で削減に努めております。特に人件費におきましては、担当部局間の協力体制の強化を図ることにより、職場の効率化を図っていく、それとまた、雇用時間の見直しや月単位の変形労働時間制の導入について取り組んでいるところでございます。

かじか荘は紀美野町の観光の中心となる施設でございますので、さらに経営の改善を含めまして、改善対策を進めていく中で、観光行政をさらに促進してまいりたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

(企画管財課長 増谷守哉君 降壇)

○議長(加納国孝君) 5番、北道勝彦君。

○5番(北道勝彦君) 有田川町、合併になってから二川温泉を廃止してます。そして、しみず温泉は改革を行って、大改革を行って600万円の黒字を出しているそうです。そしてまた、この間も議会で言いましたが、龍神温泉の国民宿舎も赤字でしたが、入札を行い、委託をして3,500万円の黒字となっています。

かじか荘は委託、委託と言うけど、いっつも大改革を僕から見てしてないように思います。こんな経営状態でずっと行ったら、住民の税金、みんなここへつぎ込んでしまうばかりでね、もうちょっと何とかやってもらわね、理事の方々に。こんなんではもう廃止にしたほうがいいぐらいの。(「議長、休憩」の声あり)

○議長（加納国孝君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 2時41分）

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時42分）

○議長（加納国孝君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 北道議員の再質疑にお答えをいたしたいと思いますが、この間の予算審議のときに、もう既にこの件につきましては御説明しています。したがって、もう御理解をいただいておりますので、これで答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（加納国孝君） 5番、北道勝彦君。

○5番（北道勝彦君） 御理解はしているのか、知らないけど、今みたいな経営状態やったらこの間も議会で言うたとおり、他の町はもう必死になって行財政改革を行っている。だからね、もうちょっと……

○議長（加納国孝君） 今の質疑の内容、違うん違うか。この間もう通ってあるでしょう。指定ということだね。

○5番（北道勝彦君） それは多数決で通ったか知らんけど、だから要望としてよ。

○議長（加納国孝君） 要望と違う。これ議題、間違えてるさけ、その次の6月議会でもまたやってくれよ。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第15号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　　これで討論を終わります。

これから議案第１５号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議案第１６号　指定管理者の指定について（紀美野町毛原オートキャンプ場）

○議長（加納国孝君）　　日程第５、議案第１６号、指定管理者の指定について（紀美野町毛原オートキャンプ場）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第１６号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　　これで討論を終わります。

これから議案第１６号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第１７号　紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（加納国孝君）　　日程第６、議案第１７号、紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第１７号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第１７号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

◎日程第７ 議案第１８号 辺地総合整備計画の変更について

○議長（加納国孝君） 日程第７、議案第１８号、辺地総合整備計画の変更について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第１８号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第１８号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 議案第１９号 公平委員会委員の選任の同意について

○議長（加納国孝君） 日程第８、議案第１９号、公平委員会委員の選任の同意に

ついて議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで質疑を終わります。

これから議案第19号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第19号、公平委員会委員の選任の同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長(加納国孝君) 起立多数です。

したがって、議案第19号、公平委員会委員の選任の件は同意することに決定しました。

◎日程第9 議案第20号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○議長(加納国孝君) 日程第9、議案第20号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで質疑を終わります。

これから議案第20号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第20号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求める件を採決

します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（加納国孝君） 起立多数です。

したがって、議案第２０号、固定資産評価審査委員会委員の選任の件は同意することに決定しました。

◎日程第１０ 議案第２１号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○議長（加納国孝君） 日程第１０、議案第２１号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第２１号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第２１号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（加納国孝君） 起立多数です。

したがって、議案第２１号、固定資産評価審査委員会委員の選任の件は同意することに決定しました。

◎日程第１１ 議案第２２号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○議長（加納国孝君） 日程第１１、議案第２２号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　これで質疑を終わります。

これから議案第２２号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　これで討論を終わります。

これから議案第２２号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（加納国孝君）　起立多数です。

したがって、議案第２２号、固定資産評価審査委員会委員の選任の件は同意することに決定しました。

◎日程第１２　議案第２４号　人権擁護委員の推薦について

○議長（加納国孝君）　日程第１２、議案第２４号、人権擁護委員の推薦について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　これで質疑を終わります。

これから議案第２４号に対して討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　これで討論を終わります。

これから議案第２４号、人権擁護委員の推薦の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（加納国孝君） 起立多数です。

したがって、議案第24号、人権擁護委員の推薦の件は同意することに決定しました。

◎日程第13 議案第25号 人権擁護委員の推薦について

○議長（加納国孝君） 日程第13、議案第25号、人権擁護委員の推薦について
議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第25号に対して討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第25号、人権擁護委員の推薦の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（加納国孝君） 起立多数です。

したがって、議案第25号、人権擁護委員の推薦の件は同意することに決定しました。

◎日程第14 議案第26号 人権擁護委員の推薦について

○議長（加納国孝君） 日程第14、議案第26号、人権擁護委員の推薦について
議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第26号に対して討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第26号、人権擁護委員の推薦の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長(加納国孝君) 起立多数です。

したがって、議案第26号、人権擁護委員の推薦の件は同意することに決定しました。

◎日程第15 議案第27号 人権擁護委員の推薦について

○議長(加納国孝君) 日程第15、議案第27号、人権擁護委員の推薦について
議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで質疑を終わります。

これから議案第27号に対して討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第27号、人権擁護委員の推薦の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長(加納国孝君) 起立多数です。

したがって、議案第27号、人権擁護委員の推薦の件は同意することに決定しました。

○議長(加納国孝君) しばらく休憩します。

休 憩

(午後 2時55分)

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時10分)

◎日程第16 請願第1号 「国に消費税の増税に反対する意見書」の提出を求める請願について

◎日程第17 請願第2号 子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書について

◎日程第18 陳情第1号 「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の法制化を求める意見書の提出についての陳情について

◎日程第19 陳情第2号 小川地区の活性化のための支援を求める陳情書について

◎日程第20 陳情第3号 障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての陳情書について

○議長（加納国孝君） 日程第16、請願第1号、「国に消費税の増税に反対する意見書」の提出を求める請願について、日程第17、請願第2号、子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書について、日程第18、陳情第1号、「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の法制化を求める意見書の提出についての陳情について、日程第19、陳情第2号、小川地区の活性化のための支援を求める陳情書について及び日程第20、陳情第3号、障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての陳情書について一括議題とします。

請願及び陳情について委員長の審査経過、結果の報告を願います。

総務文教常任委員長、上北よしえ君。

(総務文教常任委員長 上北よしえ君 登壇)

○総務文教常任委員長（上北よしえ君） 付託を受けております請願第1号、「国に消費税の増税に反対する意見書」の提出を求める請願について慎重に審査を行いました。その審査結果を報告します。

政府は、消費税増税プログラムを2014年4月から8%に、2015年10月からは10%にする大増税計画を決定し、ことしの通常国会に、この消費税増税法案を提出

しようとしています。

税と社会保障の一体改革は、社会保障のためといいながら、医療費の窓口負担の引き上げ、年金の支給開始年齢も引き上げなど、社会保障の切り捨てと増税を一体として進めるものであり、国民の消費意欲をさらに落ち込ませ、地域経済に大打撃を与えるものです。今でも苦難な生活を強いられている東日本大震災の被災者にも増税は例外なくのしかかり、生活や営業の再建がおくれることや、復興への意欲や活力が低下することも大変懸念されます。

消費税は導入時も、また5%への増税時にも、社会保障のため、国の財政再建のためなどと増税を推し進めてきました。しかしながら、増税の一方で医療や年金などの社会保障は削られ続け、財政赤字も膨らみ続けてきました。その原因の一つとして、2011年度分までの消費税収合計238兆円もある一方で、この間の法人3税の減収分は223兆円にも上っています。消費税収が大企業などの減税の穴埋めとして消えてしまったことが実態であります。

社会保障財源を確保し、国の財政を再建するために必要なのは消費税の増税ではなく、担税力のある大企業、大資産家、高額所得者への応分の負担を求めるべきであり、そして景気を回復させるために税金の使い方を改めるべきであります。

よって、国及び政府に対して、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税をさせないようにすることが必要であります。

以上により、請願第1号は採択すべきとの結論に達しました。

続いて、付託を受けております請願第2号、子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書について慎重に審査を行いました。その審査結果を報告します。

政府は、社会保障と税の一体改革の名のもとに、子ども・子育て新システムの導入を推し進めようとしています。この新システムの基本的な考え方は、すべての子供に良質な生育環境を保障し、子供、子育て家庭を社会全体で支援、新たな一元的システムの構築、社会全体による費用負担、政府の推進体制・財源を一元化、子ども・子育て会議の設置などとなっていて、すべての子供の良質な生育環境を保障し、子供、子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子供・子育て支援関連の財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育、保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るとしています。

しかしながら、子ども・子育て新システムが導入された場合、今まで明確にされていた国と市町村の保育実施義務がなくなり、保育の認定をするだけで、保育所入所までの責任も持たなくなります。保護者は我が子の保育所を自力で探し、直接契約をしなければなりません。保育料も所得に関係なく利用時間に応じて決まることになります。そのため、お金がなければ必要な保育が受けられなくなるという可能性があります。

また、この新システムは、営利企業の参入を認めて保育を利潤追求の対象にするもので、保育労働者の雇用形態も変わり、労働条件の悪化とそれに伴う保育の質の低下をもたらす可能性があり、地域間格差も生むおそれがあります。

今問題になっているのは、都市部での待機児童の増加と過疎地の児童の減少による保育所確保であります。これらは現行保育制度の枠内で認可保育所の拡大などで解決できる問題であります。

子供の最善の利益を守る児童福祉法に基づく制度として長年機能してきた現行保育制度を解体する新システムではなく、幼い子らの権利と健やかな育ちを最優先に考え、財政確保の上で幅広い育児支援の量と質の拡大を求めなければなりません。

よって、国に対して子ども・子育て新システムの導入ではなく、現行保育制度の拡充を要望するものです。

以上により、請願第2号は採択すべきとの結論に達しました。

続いて、付託を受けております陳情第1号、「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の法制化を求める意見書の提出についての陳情について慎重に審査を行いました。その審査結果を報告します。

平成23年7月6日に厚生労働省は、4大疾病に新たに精神疾患を加えて5大疾病とする方針を決めました。精神疾患が5大疾病となった背景には、厚生労働省08年の調査では、糖尿病237万人、がん152万人、精神疾患は323万人以上との結果によるものです。毎年3万人以上の自殺者の9割は、心の病にかかった方だとも言われています。

和歌山県内も例外ではなく、平成22年度の自殺者は249人です。通院、入院いずれも毎年ふえているのが実態です。

また、厚生労働省が設けた今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会の報告をもとに、平成22年4月から家族、当事者、医療福祉の専門家及び学識経験者63名から成るこころの健康政策構想会議において63回の会議が重ねられ、平成22年5月

末に厚生労働大臣あて、こころの健康政策についての提言書が提出されています。

この提言書の中で、精神科医療改革、精神保健改革、家族支援を軸として、国民すべてを対象とした心の健康についての総合的、長期的な政策を保障する、こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定が強く求められているところでもあります。心の健康は、体の健康と並んで人間の生活の基本です。国民の心の健康の増進を図るため、この基本法の一刻も早い制定を強く要望することが必要であります。

以上により、陳情第1号は採択すべきとの結論に達しました。

続いて、付託を受けております陳情第2号、小川地区の活性化のための支援を求める陳情書について慎重に審査を行いました。その審査結果を報告します。

小川地区においては、小川小学校育友会、小川の郷づくり会、小川地区区長会を中心に小川っ子を支援する会を立ち上げ、NPO法人きみの定住を支援する会の指導も受けながら、空き家についての情報を集め、移住者への提供を目指し活動을続け、定住対策、子育て支援対策など、地区の住民が協力し、結束を固め、地区の活性化に取り組んでいるところですが、人口の減少とともに、集落コミュニティとしての機能は減退の傾向にあるのが現状です。

その中で、小川小学校は地域の特色を生かした教育を推進し、また運動会や学習発表会や教育講演会などの公開を通じて、集落コミュニティの核として人と人をつなぐ役割も果たしてきております。しかし、来年度は学年構成において1年と3年が欠学年となり、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の規定で職員数が半減することとなっています。このことにより、子供たちの学習環境が厳しい状況になると同時に、集落コミュニティの核としての機能にも影響が出ることが予測されます。

そこで、欠学年への新入生、転入生の受け入れ、小川地区への定住促進を推進することが重要であります。実際、昨年秋から冬にかけて、原発事故の被害から逃れようとしている方々も含めて、移住を希望されている方々が何組か小川地区に来られ、小学校を見学していただいている状況の中で、定住促進対策、地区活性化対策として町営住宅の建設が必要であります。また、見学に来られた方からすれば、地域に保育所があるかどうかということも重要な要素の一つになっていることから、子育て世代の方に来ていただくためには、その地域に保育所が開園していることも重要な条件となります。小川保育所は現在休園となっていますが、小川地区に在住する乳幼児並びに保護者の福祉のた

め、加えて子育て世代の方に移住していただく条件づくりのためにも、小川保育所の再開が必要であります。

以上により、陳情第2号は採択すべきとの結論に達しました。

続いて、付託を受けております陳情第3号、障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての陳情書について慎重に審査を行いました。その審査結果を御報告します。

平成22年1月、障害者制度の集中的な改革を行うため、内閣府に設置された障がい者制度改革推進本部のもとに障がい者制度改革推進会議が設置され、そこで障害者権利条約と障害者自立支援法訴訟団との基本合意文書の二つの文書を指針として、今後の障害者施策の推進に向けて精力的に議論が行われているところです。

また、昨年8月30日、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会で、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言が、これまでの障害者施策にかかわるさまざまな意見や立場の違いを乗り越えて55名の委員一致で取りまとめられたところです。

この提言には、障害者総合福祉法が目指すべきポイントとして、障害のない市民との平等と公平、谷間や空白の解消、格差の是正、放置できない社会問題の解決、本人のニーズに合った支援サービス、安定した予算の確保が挙げられており、今後の障害者福祉施策のあり方を示す提言となっています。

一人一人の存在が心から大切にされ、だれもが排除されることなく、障害の種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障害者がみずから選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現させるためには、障害者基本法やこの提言に沿って、障害者総合福祉法を着実にかつ速やかに立法化することが求められています。

これらのことから、障害者総合福祉法の確実な成立と施行を強く要望することが必要であります。

以上により、陳情第3号は採択すべきとの結論に達しました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

(総務文教常任委員長 上北よしえ君 降壇)

○議長（加納国孝君） 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

しばらく休憩します。

休 憩

(午後 3時32分)

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時37分）

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから請願第1号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

請願第1号に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これから請願第2号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

8番、伊都堅仁君。

（8番 伊都堅仁君 登壇）

○8番（伊都堅仁君） 子ども・子育て新システムというのは、こども園の導入を意味することやということですが、日本の教育というのは昔は世界一やと言われていまして、それを裏づけるように、日本の企業が世界をリードするような形になって日本は非常な経済的な高度成長をしました。ただ、現状は非常に経済も落ち込んでいるかわりに、教育の実態も非常におくれてきていまして、もう既に日本の順位というのは二けた台、世界じゅうのトップクラスからは大きく引き離されたような状態になっています。

その大きな原因というのは、やっぱり世界じゅうの国々の教育が子供のずっと下のものと年代の低いところから教育を始めているというところに結構大きなウエートがある。そのいろんな日本でも当然そういうことが、例えば内村選手が3歳から体操を始めたりとか、浅田真央が4歳か5歳ぐらいからスケートを始めたとかというふうに、幼児から教育を施すことによって非常な教育的な成果というのが上がってきているというような事例もたくさんあります。

こども園の導入というのは、もう10年以上前から先見性のある自治体では、これは現状では、現行の制度の中ではそのまま導入できませんので、特区申請をして導入をしてきています。その導入をされた、先に導入したこども園の状態を横目で見ても、かつまた各自治体も保母さんの採用を教職の免状を持った保母さんの採用というのをもう10年以上前から続けていまして、紀美野町では採用がないので、そういうことは行われておりませんけれども、既にもう貴志川でも海南でも10年来からそういう人しか採用しないという形で、制度を前提として進めてきているものやというふうに私も考えたら、その中でそういうふうな状況というか、条件がそろってきた中で、ぼちぼちどうやという事で新制度の導入を国も考えているということだというふうに理解しています。

ただ、ここの文言には、さっきも申し上げましたけれども、文言にある子ども・子育て新システムが導入された場合、今まで明確にされていた国と市町村の保育実施義務がなくなり、保育の認定をするだけで、保育所入所までの責任も持たなくなりという文言がありますけれども、現行の保育所の制度というのを考えますと、国は制度を担当するのは国ですね、あと保育行政、保育所の運営というのは自治体がやるということになっています。似たようなのが義務教育で、義務教育の場合は国が制度、6・3制とかそういう制度をつくっていますし、教育行政というのは都道府県の管轄でやっていますし、学校の運営自体は各自治体がやるというふうな制度になっています。教育の制度と保育所の制度というのが全く異なるような地盤に立つような制度になるはずがないんです。だから、さっきのような市町村の保育実施義務がなくなるというようなことは、制度上起こり得ないはずで、どういう議論が行われたかわかりませんが、この文章自体は非常におかしいものやというふうに思います。

こういうふうな、要するに何というか、この文章全体を見ると、新制度が導入されたら利用者にとっては非常な不利益があるというようなことを印象づけて、それで反対意見をふやしたいというような文言になっているような気がしますので、私はこれを訴え

て反対をする次第であります。

以上です。

(8 番 伊都堅仁君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

1 2 番、美野勝男君。

(1 2 番 美野勝男君 登壇)

○ 1 2 番 (美野勝男君) 私は、紀美野町、我々のまちの今の現状を考えた場合は、非常に少人数、子供が少ないと、そういう中で、やっぱり現行は一般保育所と僻地保育所とあるわけで、僻地保育所を少ない人数で存続していくことが、やっぱり子供たちの面倒を一番見れると考えるので、この請願には賛成いたします。

(1 2 番 美野勝男君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 反対討論ありませんか。

賛成討論ありませんか。

1 3 番、美濃良和君。

(1 3 番 美濃良和君 登壇)

○ 1 3 番 (美濃良和君) 私は賛成の立場から討論を行いたいと思います。

先ほど伊都議員がおっしゃられましたけれども、そんなことがあり得ることが考えられないと、その考えられないようなことが今、国のほうで話し合われているわけであります。国は、先ほど伊都議員も言われましたが、国の予算で保育所に対する市町村への予算を削っていくと、その方向で今協議してるんですね。そうなってまいりますと、民間の保育所に頼らざるを得ませんけれども、そうなってまいりますと、子供の少ない私たちの紀美野町にとっては、民間の保育所が入ってくることは考えにくいんですよ。

先ほど美野勝男議員もおっしゃいましたが、まちが今度は学童保育と妊婦健診と子ども…学童保育ですね、この三つが一緒の予算で来る、そんなことを考えているようなんですが、こんなところの予算を削ったり他のところを削ったりして保育所を運営するにしても、せいぜい1保育園を運営すれば精いっぱい。そうなってまいりますと、遠いところからでも親が朝、子供を連れてこなきゃならなくなってくる。

また、町長の以前からおっしゃられている、子供はまちの宝ということでの行政をやっていく上で、要するに保育所に対する運営に対する予算を削られれば、その実態がうまくいかなくなってくると。気持ちがあってもやっていけない、住民の皆さんからも何

でやってくれんのかと、こうなってきた場合に非常に問題になってくると思うんです。

また、民間が運営する以上は手のかからない子供だけを見ていきたいと、こういうふうになってまいりますから、アトピーなどの手のかかる子供さんがいれば、うちはいっぱいだから他の保育所へ回ってくれと、こんなことにもなりかねない現状になってまいりたいと思います。

そんなことが協議されていますから、そんなことにならないようにしてもらいたいというのがこの請願であります。ですから、この請願は私は妥当であるという立場で、この委員長報告に賛成いたします。

(1 3 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (加納国孝君) これで討論を終わります。

これから請願第 2 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第 2 号に対する委員長報告は、採択です。

請願第 2 号は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長 (加納国孝君) 起立多数です。

したがって、請願第 2 号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第 1 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (加納国孝君) これで討論を終わります。

これから陳情第 1 号を採決します。

陳情第 1 号に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第2号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。

陳情第2号に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第3号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。

陳情第3号に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第21 発議第1号 消費税増税に反対する意見書（案）について

◎日程第22 発議第2号 子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書（案）について

◎日程第２３ 発議第３号 「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を求める意見書（案）について

◎日程第２４ 発議第４号 障害者総合福祉法の早期制定を求める意見書（案）について

○議長（加納国孝君） 日程第２１、発議第１号、消費税増税に反対する意見書（案）について、日程第２２、発議第２号、子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書（案）について、日程第２３、発議第３号、「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を求める意見書（案）について及び日程第２４、発議第４号、障害者総合福祉法の早期制定を求める意見書（案）について一括議題とします。

提案理由の説明をお願いします。

総務文教常任委員長、上北よしえ君。

（総務文教常任委員長 上北よしえ君 登壇）

○総務文教常任委員長（上北よしえ君） 発議第１号、平成２４年３月２７日。

紀美野町議会議長、加納国孝様。

提出者、紀美野町議会総務文教常任委員会委員長、上北よしえ。

消費税の増税に反対する意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第３項の規定により、提出します。

それでは、発議第１号、消費税の増税に反対する意見書（案）の提案理由について説明申し上げます。

政府は、消費税増税プログラムを２０１４年４月から８％に、２０１５年１０月からは１０％にする大増税計画を決定し、ことしの通常国会に、この消費税増税法案を提出しようとしています。

税と社会保障の一体改革は、社会保障のためといいながら、医療費の窓口負担の引き上げ、年金の支給開始年齢も引き上げなど、社会保障の切り捨てと増税を一体として進めるもので、これは国民の消費意欲をさらに落ち込ませ、不況をさらに深刻にさせ、消費税を価格に転嫁できない中小業者の現状でも厳しい経営を追い詰めることになり、地域経済に大打撃を与えるものであります。

また、今でも苦難な生活を強いられている東日本大震災の被災者にも増税は例外なくのしかかり、生活や営業の再建がおくれることや復興への意欲や活力が低下することも大変懸念されます。

働く人の賃金は減り、無年金者、低年金者も多数存在するなど、国民の生活実態はとも増税に耐えられるものではありません。消費税は低所得者ほど負担の重い不公平税制であり、貧困をさらに拡大させるものであります。このように、消費税増税は住民の暮らし及び景気を破壊し、日本経済の危機を一層深刻にするものであります。

消費税は導入時、また5%への増税時にも、社会保障のため、国の財政再建のためなどと増税を推し進めてきました。しかしながら、増税の一方で、医療や年金などの社会保障は削られ続け、財政赤字も膨らみ続けてきました。その原因の一つとして、2011年度分までの消費税収合計238兆円もある一方で、この間の法人3税の減収分は223兆円にも上っています。消費税収が大企業などの減税の穴埋めとして消えてしまったことが実態であります。

社会保障財源を確保し、国の財政を再建するために必要なのは消費税の増税ではなく、今求められるべきは担税力のある大企業、大資産家、高額所得者への応分の負担であります。国及び政府に対して、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税の増税をさせないようにすることが必要であります。これらのことから、消費税の増税に反対する意見書を提出するものであります。

意見書（案）を朗読します。

発議第1号、消費税の増税に反対する意見書（案）。

政府は、消費税増税プログラムを2014年4月から8%に、2015年10月からは10%にする大増税計画を決定し、今年の通常国会に、この消費税増税法案を提出しようとしています。

「税と社会保障の一体改革」は、「社会保障のため」といいながら医療費の窓口負担の引き上げ、年金の支給開始年齢も引き上げなど、社会保障の切り捨てと増税を一体としてすすめるものであり、国民の消費意欲をさらに落ち込ませ、地域経済に大打撃を与えるものです。また、今でも苦難な生活を強いられている東日本大震災の被災者にも増税は例外なくのしかかり、生活や営業の再建が遅れることや復興への意欲や活力が低下することも大変懸念されます。

消費税は導入時も、また5%への増税時にも、「社会保障のため」「国の財政再建のため」などと、増税を推し進めてきました。しかしながら増税の一方で、医療や年金などの社会保障は削られ続け、財政赤字も膨らみ続けてきました。その原因の一つとして、2011年度分までの消費税収合計238兆円もある一方で、この間の法人3税の減収

分は223兆円にも上っています。消費税収が大企業などの減税の穴埋めとして消えてしまったことが実態です。

社会保障財源を確保し、国の財政を再建するために必要なのは消費税の増税ではなく、担税力のある大企業、大資産家、高額所得者への応分の負担を求めるべきです。そしてさらに、景気の回復を図るために税金の使い方を改めるべきです。

よって、国及び政府においては、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を行わないよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月27日。

意見書提出先、内閣総理大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長あて。

和歌山県海草郡紀美野町議会。

以上であります。

続いて、発議第2号、平成24年3月27日。

紀美野町議会議長、加納国孝様。

提出者、紀美野町議会総務文教常任委員会委員長、上北よしえ。

子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により、提出します。

それでは、発議第2号、子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書（案）の提案理由について説明申し上げます。

政府は社会保障と税の一体改革の名のもとに、子ども・子育て新システムの導入を推し進めようとしています。この新システムは、すべての子供の良質な生育環境を保障し、子供、子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子供・子育て支援関連の財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育、保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るとしています。

しかしながら、子ども・子育て新システムが導入された場合、今まで明確にされていた国と市町村の保育実施義務がなくなり、保育の認定をするだけで、保育所入所までの責任も持たなくなり、保護者は我が子の保育所を自力で探し、直接契約をしなければなりません。保育料も所得に関係なく利用時間に応じて決まることになります。そのため、お金がなければ必要な保育が受けられなくなるという可能性があります。

また、この新システムは、営利企業の参入を認めて保育を利潤追求の対象にするもので、保育労働者の雇用形態も変わり、労働条件の悪化とそれに伴う保育の質の低下をもたらす可能性があり、地域間格差も生むおそれがあります。

今問題になっている都市部での待機児童の増加などの問題は、現行保育制度の枠内で認可保育所の拡大などで解決できる問題であります。

したがって、子供の利益を守る児童福祉法に基づく制度として長年機能してきた現行保育制度を解体する子ども・子育て新システムの導入ではなく、幼い子らの権利と健やかな育ちを最優先に考え、財政確保の上で、幅広い育児支援の量と質の拡大を図るため、国に対して子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書を提出するものであります。

意見書（案）を朗読します。

発議第2号、子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書（案）。

政府は、「社会保障と税の一体改革」の名のもとに、「子ども・子育て新システム」の導入を推進しようとしています。この「新システム」は、子どもの最善の利益を守る児童福祉法に基づく制度として長年機能してきた現行保育制度解体を企図するものです。

「子ども・子育て新システム」が導入された場合、保護者は我が子の保育所を自力で探し、直接契約しなければなりません。保育料も、所得に関係なく利用時間に応じて決まります。そのため、「お金がなければ必要な保育が受けられなくなる」と、低所得や母子家庭の保護者から心配の声が聞かれます。障害児や保育に課題を抱えた子どもの保護者からも、「我が子の受け入れ」を危惧する声が上がっています。

また、この「新システム」は、営利企業の参入を認めて保育を利潤追求の対象にするもので、地域間格差も生んでいきます。そして、保育労働者の雇用形態も変わり、労働条件の悪化とそれに伴う保育の質の低下をもたらしかねません。

今、保育現場で問題になっている都市部での待機児童（特に3歳未満）の増加と、過疎地の児童の減少による保育所確保等の問題は、現行保育制度の枠内で認可保育所を拡充することで解決できる問題です。

よって、国におかれましては、子どもの権利と健やかな育ちを最優先に考え、現行の公的保育制度の拡充を図られるよう、以下の事項について強く要望します。

記。

- 1、公的保育制度を解体する子ども・子育て新システムの導入を中止すること。
- 2、現行の児童福祉法第2条、第24条に基づく公的保育制度を堅持・拡充すること。
- 3、保育の質の低下につながる保育所の国基準の引き下げは行わないこと。
- 4、民間保育所運営費の一般財源化は、行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月27日。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、少子化対策担当大臣、国家戦略担当大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣あて。

和歌山県海草郡紀美野町議会。

以上であります。

続いて、発議第3号、平成24年3月27日。

紀美野町議会議長、加納国孝様。

提出者、紀美野町議会総務文教常任委員会委員長、上北よしえ。

「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により、提出します。

それでは、発議第3号、「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を求める意見書（案）の提案理由について説明申し上げます。

平成23年7月6日に厚生労働省は4大疾病に新たに精神疾患を加えて5大疾病とする方針を決めました。精神疾患が5大疾病となった背景には、厚生労働省08年の調査では、糖尿病237万人、がん152万人、精神疾患は323万人以上との結果によるものです。毎年3万人以上の自殺者の9割は、心の病にかかった方だとも言われています。

和歌山県内も例外ではなく、平成22年度の自殺者は249人です。通院、入院いずれも毎年ふえているのが実態です。

また、厚生労働省が設けた今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会の報告をもとに、こころの健康政策構想会議において63回の会議が重ねられ、平成22年5月末に厚生労働大臣あて、こころの健康政策についての提言書が提出され、この提言書には、精神科医療改革、精神保健改革、家族支援について書かれています。これらの提言に基づき、今、国民すべてを対象とした心の健康についての総合的、長期的な政策を

保障する、こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定が強く求められているところでもあります。心の健康は体の健康と並んで人間の生活の基本です。国民の心の健康の増進を図るため、この基本法の一刻も早い制定を強く要望するため、意見書を提出するものです。

意見書（案）を朗読します。

発議第3号、「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を求める意見書（案）。

今の日本は、「国民のこころの健康の危機」と言える状況にある。それは、平成23年7月6日に厚生労働省が4大疾病に新たに精神疾患を加えて5大疾病とする方針を決めたことにも表れている。この背景には、平成20年の患者調査で、糖尿病患者数237万人、がん患者数152万人などに対し、精神疾患の患者数は323万人と最も多く、国民に広く関わる疾患となっていること、また、毎年3万人を超える自殺者の約9割には何らかの精神疾患に罹患していた可能性があるとされているためである。

平成20年度から21年度にかけて厚生労働省は、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」を設け、現状を網羅的に明らかにし、今後の望まれる施策を報告した。この報告をもとに、平成22年4月に当事者・家族、医療福祉の専門家及び学識経験者による「こころの健康政策構想会議」が設立された。この会議では、当事者・家族のニーズに応えることを軸に捉えて会議を重ね、現在の危機を早く根本的に改革する提言をまとめ、平成22年5月末に「こころの健康政策についての提言書」を厚生労働大臣に提出した。

この提言書の中で、精神医療改革、精神保健改革、家族支援を軸として、国民すべてを対象とした、こころの健康についての総合的、長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を強く求めている。

よって、政府及び国会におかれては、国民のこころの健康の増進を図るため、「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）を早急に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月27日。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、社会保障・税一体改革担当大臣あて。

和歌山県海草郡紀美野町議会。

以上であります。

続いて、発議第４号、平成２４年３月２７日。

紀美野町議会議長、加納国孝様。

提出者、紀美野町議会総務文教常任委員会委員長、上北よしえ。

障害者総合福祉法の早期制定を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第３項の規定により、提出します。

それでは、発議第４号、障害者総合福祉法の早期制定を求める意見書（案）の提案理由について説明申し上げます。

国においては、平成２２年１月に、障害者制度の集中的な改革を行うため、内閣府における障がい者制度改革推進本部のもとに障がい者制度改革推進会議が設置され、これまでの検討を踏まえて平成２３年７月には障害者基本法の改正が行われ、また昨年８月には、同推進会議のもとに設けられた総合福祉部会において、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言が取りまとめられたところであります。

この提言には、障害者総合福祉法が目指すべきポイントとして、障害のない市民との平等と公平、谷間や空白の解消、格差の是正、放置できない社会問題の解決、本人のニーズに合った支援サービス、安定した予算の確保が挙げられており、今後の障害者福祉施策のあり方を示す提言となっています。

一人一人の存在が心から大切にされ、だれもが排除されることなく、障害の種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障害者がみずから選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現させるためには、障害の有無によって分け隔てられない共存社会を実現する理念のもとに、障害者基本法やこの提言に沿って、障害者総合福祉法を着実にかつ速やかに立法化することが求められているところであります。

これらのことから、障害者総合福祉法の確実な成立と施行を強く要望することが必要であるため、意見書を提出するものであります。

意見書（案）を朗読します。

発議第４号、障害者総合福祉法の早期制定を求める意見書（案）。

我が国では、平成１８年４月に障害のある人も障害のない人と共に地域社会で生活できるための仕組みを目指した「障害者自立支援法」が施行された。しかし、この法の施行直後から、新たに導入された応益負担制度をはじめ、さまざまな問題点が指摘されてきた。その後、国は平成２２年１月に障害者自立支援法訴訟の７１人の原告との間で、

すみやかに応益負担制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止して、新たな総合的な福祉法制を実現するとの基本合意を交わした。

一方、国連では、平成18年12月に障害者権利条約が採択され、すでに90カ国以上が批准を終えているが、我が国は国内法が未整備のため未だ批准できていない状況にある。

これらの問題解決に向けて、障害者制度の集中的な改革を行うため、平成22年1月に内閣府における「障がい者制度改革推進本部」の下に「障がい者制度改革推進会議」が設置された。ここでの検討を踏まえて、平成23年7月には障害者基本法の改正が行われ、また、8月には推進会議の下に設けられた総合福祉部会において、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が取りまとめられたところである。

障害の種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障害者がみずから選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには、障害者基本法や今般の骨格提言に沿って「障害者総合福祉法」を着実かつすみやかに立法化する必要がある。

以上の観点から、障害者総合福祉法の確実な成立と施行を求め、国会及び政府に対して、次のとおり強く要望する。

記。

1、障害者総合福祉法の制定にあたり、推進会議の総合福祉部会が取りまとめた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限尊重し、反映させること。

2、障害者総合福祉法の制定にあたり、制度を円滑に進めるための地方自治体の財源を十分確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月27日。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣あて。

和歌山県海草郡紀美野町議会。

以上であります。

(総務文教常任委員長 上北よしえ君 降壇)

○議長（加納国孝君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから発議第1号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

これから発議第2号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） 先ほども各議員方から、それぞれにこの問題についての御意見が出されました。このことは、やはりこのまちにとっても大変重要なことでございまして、子供たちが少なくなっているこのまちで少しでも子供を多く育てもらうためにも、まちとしての支援が必要であると思います。

今、国のほうで協議されているという問題で、保育所運営費がなくなれば、本当にまちとして保育所が運営できなくなってくる。特に大変広いこの紀美野町では、全体に福祉が保育サービスがやっていけなくなってくるという問題があると思います。

また、教育との問題でということもございましたけれども、オプションというらしいんですけれども、民間ですから、お金を出せば、英語教育であろうと水泳であろうと何であろうとやってもらえると。翻ってお金のない一般のところは、民間の保育所ではほとんどサービスの影が当たりにくくなってくると。そういうようなことで、金があれば十分な保育サービスを受けられる、また、お金がなければ十分な保育サービスが受けられなくなってくるということについては非常に問題であると思います。

また、特に4にありますように、一般財源化という要するに交付税のほうに算入され

ていくと、その予算というものがわかりにくくなってくると。また、交付税自体が全体的に削減されるというふうな状況の中で、大変やりにくくなってくるということにもなってくると思います。

そういう点で、この意見書を上げて、このまちの子育て、そして保育所の運営を進め、少子化対策を進めていくためにも、この意見書に私は賛成いたします。

(1 3 番 美濃良和君 降壇)

○議長（加納国孝君） 反対討論ありませんか。

8 番、伊都堅仁君。

(8 番 伊都堅仁君 登壇)

○ 8 番（伊都堅仁君） どうも議論がすりかえられてるんですよ。あくまでも、これは新システムというのは、新制度というのは、こども園、要するに保育所に幼稚園の機能をプラスして、こども園という形にするということが基本であって、ほかのことは別に決められているわけでも何でもないわけでしょう。それを保育所がなくなるとか、先ほどあったような保育義務がなくなるとかそういうふうな議論にすりかえられて変な議論になってしまってるというふうに思います。そういうことはあり得ない。あくまでも保育所という保育行政、保育園の運営というのは自治体の行うべきことであって、それがなくなるということはあり得ないというふうに思います。

以上です。

(8 番 伊都堅仁君 降壇)

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

3 番、田代哲郎君。

(3 番 田代哲郎君 登壇)

○ 3 番（田代哲郎君） 政府は2日の全閣僚出席による少子化社会対策会議、これは野田首相が会長なんですが開いて、この子ども・子育て新システム関連法案の骨子をまとめ、それに基づいて今国会に提案するという事になっています。既に24の都道府県が意見書を上げていますし、新システムの主な内容として最も問題なのは、先ほど美濃議員のほうから言われたように、市町村が保育の実施に責任を持つ今の公的保育制度を廃止して、その実施義務をなくすということです。

児童福祉法第24条は、市町村は保護者からの申し込みがある場合、保育に欠ける児童は保育所において保育する義務を負うとしています。申し込みがあれば、保護者の希

望に沿って保育所を選び入所させて、保育料も収入に応じて徴収する責任を市町村は負っています。しかし、新システムが導入されれば、市町村の仕事は、就労時間などに応じて保育の必要時間を認定するだけということになります。保育所選びは保護者の自己責任となり、認定を受けた範囲内で保育所と直接契約する、今の介護保険制度と似たような制度になります。

また、現在では公立、民営に関係なく公費で賄われている認可保育所の運営費を廃止して、保育所を利用する保護者への補助に変える予定です。保育施設は保育料だけで運営しなければならない可能性があって、いわゆる民間の参入を促すことは民間の参入を解禁しなければならないということになります。株式会社なども参入できることになっていまして、促すためには保育基準の規制緩和も必要だというふうに言われています。

認可保育所のうち3歳児を保育するいわゆる乳児保育専門の保育所というのがあるんですけど、以外は総合こども園という保育所と幼稚園を兼ねる認可施設に3年ほどで移行させる予定だと、これが先ほどから言われている幼稚園と保育施設を統合したほうが質の高い幼児教育ができるという意見に結びついているものだと思います。

ちなみに、学校教育法に基づく幼稚園という定義があるんですけど、幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして幼児を保育しとあります。幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とすると。保育所における明確な法的な定義はありませんが、これはそのまま保育所の、設置基準はあっても定義はないんですが、これがいわゆる保育所の定義でもあります。

保育施設では十分な幼児教育ができないという根拠は、私はないというふうに思いますが、幼児教育の充実については別にその中身として考えるべきだと思います。保育という言葉は専門書でひもといてみますと、それは養育と教育を統合した言葉だということになっていますので、公的な保育制度の廃止や規制の緩和、質の低下に結びつくことはあっても向上することはないと思います。

したがって、子ども・子育て新システムに反対の意見書原案に賛成するものです。

以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(加納国孝君)

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（加納国孝君） 起立多数です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

これから発議第3号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

これから発議第4号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２５ 議員の派遣について

○議長（加納国孝君） 日程第２５、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については原案のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第２６ 閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）

◎日程第２７ 閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）

◎日程第２８ 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○議長（加納国孝君） 日程第２６、日程第２７及び日程第２８、委員会の閉会中の継続調査の申し出について一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、産業建設常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員長から、次期定例会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関するすべての事項について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午後 4時37分）

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時38分）

○議長（加納国孝君） 本日の会議は都合により延長したいと思います。

しばらく休憩します。

休 憩

（午後 4時38分）

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時25分）

○議長（加納国孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

閉 会

○議長（加納国孝君） これで本日の会議を閉じます。

平成24年第1回紀美野町議会定例会を閉会します。

(午後 5時27分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年3月27日

議 長 加 納 国 孝

議 員 松 尾 紘 紀

議 員 杉 野 米 三